

魚津市告示第34号

魚津市タクシー事業者支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年3月22日

魚津市長 村椿 晃

魚津市タクシー事業者支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則(平成2年魚津市規則第6号)第21条の規定に基づき、魚津市タクシー事業者支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定を除く。)を行う者をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、新型コロナウイルス感染症により経営に大きな影響が生じているタクシー事業者の事業継続を支援するため、そのタクシー事業者の有する補助対象車両の台数に応じて、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となるタクシー事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和2年4月1日から交付申請日までの間継続して事業を実施している者
- (2) 交付申請日以降も事業を継続する予定の者
- (3) 新川交通圏を営業区域として、国土交通省北陸信越運輸局富山運輸支局から営業の許可を受けており、かつ魚津市内に営業所を有する者
- (4) 市税の滞納がない者

(補助対象車両及び補助金額)

第5条 補助対象車両及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、魚津市タクシー事業者支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号。以下「交付申請書兼実績

報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業の許可証の写し
 - (2) 車両一覧表(様式第2号)
 - (3) 対象車両の自動車検査証の写し
 - (4) 市税の完納証明書の写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- (交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、及び額の確定をするものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助対象者が交付申請書兼実績報告書に偽りの記載をする等補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めてその返還を求めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第5条関係）

補助対象車両	補助金額
令和2年4月1日から交付申請日までの間、継続して国土交通省北陸信越運輸局富山運輸支局に事業用自動車として届出し、市内の営業所において継続して保有している車両（リース車両を含む。） ただし、魚津市の委託又は福祉輸送事業の用に限り使用する車両を除く。 なお、次の車両も対象とする。 （1） 新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置（以下「休車の特例措置」という。）により休車している車両 （2） 減車等に伴い、令和2年4月1日から交付申請日までの間に、一時抹消登録した後、再登録した車両 （3） 令和2年4月1日から交付申請日までの間に老朽化等を理由として廃止し、その代替車両がある場合（新旧の車両を合わせて1台とみなす。）	車両1台につき 33,000円

魚津市長

あて

住所 所在地

法人名

代表者名

魚津市タクシー事業者支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているタクシー事業において持続可能な運行を確保するため、魚津市タクシー事業者支援事業補助金 金 円を交付されるよう魚津市タクシー事業者支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 一般乗用旅客自動車運送事業の許可証の写し
※事業の譲渡を受けた場合は、譲渡譲受認可証の写し
※許可証又は認可証以外の場合は、国土交通省北陸信越運輸局富山運輸支局が発行する証明書の写し
- 2 対象車両の登録番号を記した車両一覧表
（様式第 2 号。なお、令和 2 年 4 月 1 日から申請日までの間、一時抹消登録、再登録、異動、廃車及び廃車代替購入があった場合はその旨を付記すること）
- 3 対象車両の自動車検査証の写し
※新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置を行っている場合は、休車リストの写し
- 4 市税の完納証明書の写し

様式第 2 号（第 6 条関係）

車両一覧表（令和 2 年 4 月 1 日時点の車両の状況を記載してください。）

	登録番号	減車	代替登録 年月	登録番号	特例 休車	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

※不足する場合はコピーしてご使用ください。

- (1) 申請日時点で休車の特例措置を行っている車両には「○」を付けてください。
- (2) 令和 2 年 4 月 1 日から申請日までの間、一時抹消登録、異動、廃車及び廃車代替購入があった場合にはその旨を備考欄に付記してください。
- (3) 魚津市の委託又は福祉輸送事業の用に限り使用する車両は補助対象外とします。